

「ひろしまDV防止・被害者支援計画（第4次）」（素案）に係る  
 県民意見募集の結果について

こども家庭課

1 意見の件数

30 件

2 意見の内容及び意見に対する県の考え方

No.	意見の内容	県の考え方・対応方針	関連するページ
1	「配偶者や交際相手からの暴力」とすることは、主体が「被害者」となってしまう。これも多くの加害者には罪の意識が薄くなってしまふ要因ではないか。暴力を振るう加害者に向けてのメッセージとして「配偶者や交際相手への暴力」と定義することを検討してほしい。	「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に基づき記載しておりますが、加害者への働きかけは、被害者支援の一環として重要であると考えており、加害者対応に向けた取組の充実を図ってまいります。	1
2	母子生活支援施設の説明で、「生活上の問題を抱えた母子家庭」という表現は、入所者に対してのイメージがよくないため、表現を変えていただきたい。また、33ページからの用語解説に「母子生活支援施設」を入れていただきたい。	「婦人保護施設」「母子生活支援施設」とも、このページで説明をしているため、用語解説には掲載をしておりますでしたが、用語解説に掲載することとします。 また、根拠法の定義に沿った表現とし、分かりやすい言葉を使用することとします。	14
3	対等な官民連携を表示するのに、民間の図式が小さいと思う。	DV被害者の支援については、民間団体も大きな役割を担っており、被害者の多様な状況に対応するためには、必要に応じ、機動的に連携を図りながら、対応することが必要であると考えております。 民間団体の役割が分かりやすいものとなるよう、具体的な取組例の記載を行うこととします。	19
4	「DVと児童虐待双方を視野に入れ、家族として包括的に支援する体制を確保」するために、「DVと虐待双方の予防や早期発見・対応につなげる仕組み」とはどのようなものか。	DVと児童虐待の特性や関係性等を双方の担当職員が十分理解した上で、DV被害者に子供がいる場合や虐待ケースでDVが疑われるものについて、関係者が情報共有し、支援策を検討し、役割分担にそって家庭を総合的に支援していく体制の整備を目指しています。	16 20～22
5	家族の総合的な支援に取り組むにあたり、「研修の充実等を図り」とされているが、研修を充実させることは重要であるが、参加しなければ取組が進まない。参加を義務付けることとしてはいかがか。	既存の研修に組み込む等、職員が参加しやすい実施方法を検討するとともに、通常の業務の中でも、県のこども家庭センターによる助言等、支援を実施してまいります。	21～22
6	各市町のDV対応部門（配偶者暴力相談支援センター）と子ども家庭総合支援拠点の一体的運営（又は密接な連携）を促進することは良いと思う。特に、政令指定都市・中核市には率先して実施してもらいたい。県と政令指定都市・中核市の連携を期待する。	政令指定都市・中核市をはじめとした各市町に配偶者暴力相談支援センターの設置を働きかけるとともに、子ども家庭総合支援拠点との一体的運営または密接な連携を働きかけてまいります。	21

No.	意見の内容	県の考え方・対応方針	関連するページ
7	「より若年層からDV防止のための教育・啓発を行うことが必要です。」とあるが、全ての子どもが受けられるよう義務教育での実施、加えて高校生、大学生、新社会人など年齢に合った内容で、繰り返し行うことが必要ではないか。		16 24
8	「施策の柱Ⅱ」の《10年後の目指す姿》には、デートDV予防講座の受講対象者の年齢や時間数などを盛り込み、県内すべての高校で実施することを目指すのが望ましいのではないかと考える。		23
9	予防には教育の効果があると考え。デートDVなどの具体的な問題や人権教育、性教育などで繰り返し、加害者や被害者を生まないための取組を進めていただきたい。		24
10	成果指標を高校生でのデートDVに関する精神的暴力の認識率を上げることとしているが、高校生をターゲットにするのは遅いのではないか。DVは、幼少からの「男はこうあるべき」「女はこうあるべき」という差別・偏見や親が子に知らず知らず植えつけている感覚、テレビやインターネットから入ってくるゆがんだ感覚から生まれると思う。こういった感覚は、小学生の頃から学校で取り組むべきことではないか。道徳の時間を使うことはできないか。	次期計画においては、より若年層からの教育・啓発に取り組んでいきたいと考えており、教育委員会と連携し、人権感覚を発達段階に応じて育成する取組を推進するとともに、中学校・高等学校におけるデートDVの予防講座の実施校の拡大を図る中で、認識率の状況も確認しながら、効果的な教育・啓発方法を検討してまいります。 そういった取組の結果として、高校生のデートDVに関する精神的暴力の認識率が上昇することを目標としています。	24
11	ジェンダーによる社会的な問題やジェンダー平等を取り入れた予防教育プログラムを実施できる人材を養成してほしい。		24
12	ジェンダーギャップは、社会人になってからの方が大きくなっていく。企業にも呼びかけ、新社会人など若年層への予防教育も必要かと思う。	DVの背景には、男女の役割分担に対する固定観念や偏見も原因にあると認識しており、関係機関と連携して、取り組んでまいります。	24
13	教職員のDV研修も実施してほしい。生徒が予防講座を受けたのち、DVについて理解した教職員のフォローアップが欠かせないと思う。また、そうすることで、教職員が生徒のデートDVに気付くことができる。	デートDVの防止については、児童生徒の発達段階に応じた適切な指導が行えるよう、これまでも教育委員会においても啓発資料を作成するなどして、教職員の研修に努めているところです。 また、「広島で学んでよかったと思える 日本一の教育県」の実現を目指し、高い倫理観と豊かな人間	24

No.	意見の内容	県の考え方・対応方針	関連するページ
14	<p>教職員は、子どもにとって身近な大人であり、本来は、問題に気付いたり相談に乗ったり、専門機関につなげることのできる立場である。教職員への研修や教育の必要性を感じる。</p>	<p>性、子供に対する教育的愛情などを有する教職員を採用するとともに、必要な研修の実施に努めているところです。</p> <p>引き続き、児童生徒の些細な変化を早期に発見し、適切に相談を受けたり、関係機関につなげるなど、児童生徒に対する適切な支援が行えるよう、研修等の充実を図ってまいります。</p>	24
15	<p>DV予防講座を実施できる人材、相談員の育成が急務である。専門性の高い仕事であるので、正規での配置が必要と思う。</p> <p>配偶者暴力相談支援センターの全市町への設置目標を達成するためにも人材育成が急務であり、そのための予算配置が必要と思われる。</p>		24～25
16	<p>市町の相談件数が増加傾向にあることは、市町の努力によって、相談しやすさにつながっているととらえることができる。相談員の質と量が充実することが「相談しやすさ」や「相談件数の増加」につながると考える。</p> <p>相談員の人数や研修機会の確保状況を把握し、市町の相談員の人数を増やす取り組みが必要ではないか。</p>	<p>相談員の雇用や処遇改善については、それぞれ雇用している自治体等の判断によりますが、専門性向上のための研修の実施や県のこども家庭センターによる助言等、相談員の支援を実施してまいります。</p>	2 27
17	<p>全ての市町の相談対応は同様のレベルであるか。どこの市町に居住していても安心して相談できるよう県での対策は取っているのか。</p>		27～28
18	<p>市町の相談は、知り合いに会ってしまったり、加害者が追跡しやすく相談しにくい面もあるので、商業施設等やアクセスのよく、気軽に相談できる相談場所とソーシャルワークのしやすさを検討してほしい。安心して相談するためには、相談室の環境や託児室も大事な検討課題だと思う。同伴児童がいる場合、託児をしながら、DVの影響によるダメージなど子どもの様子を注意深く観察し、児童部門と連携して支援をしていくことも大事だと思う。</p>	<p>相談しやすい環境整備に向け、市町への配偶者暴力相談支援センターの設置、DV対応と児童虐待対応の連携強化、ネウボラ等家庭と接する機会のある関係者による暴力被害の早期発見・相談等の取組を進めてまいります。</p>	27～28
19	<p>母子生活支援施設は、入所前からの相談、一時保護から入所・自立・アフターケアとDV被害者の心理ケアや生活面の支援、経済的な自立に対する支援等継続的な支援を行っている。</p> <p>母子生活支援施設を相談窓口の一つに位置付けたり、避難場所としてや、継続的な支援の場として積極的に活用する内容を盛り込んでいただきたい。</p>	<p>母子生活支援施設が、DV被害者の心身と生活を安定させるための相談・支援を継続的に実施する重要な施設であると認識しております。計画の中では、「施策の柱Ⅳ」の「2 関係機関との連携による継続的な支援・見守り」の項目で、母子生活支援施設との連携について記載しているところであり、今後も連携を進めてまいりたいと考えています。</p>	26～31

No.	意見の内容	県の考え方・対応方針	関連するページ
20	<p>短期間でも休暇を取れる状況にないDV被害者も多くいるため、被害者が避難中にも就労を継続できるような施設を準備すべきである。</p>	<p>一時保護所は、入所者の安全確保の観点から、外出は制限されているところですが、被害者の方の状況や状態に合わせた適切な支援を実施できるよう取組を進めてまいります。</p>	30
21	<p>DV被害者が躊躇なく安心して一時的に避難できる場所を確保している市町数が令和7年度に全市町となるためには、被害者と子どもの入居に応じた補助ではなく、民間シェルターの運営基盤を支える仕組みが必要である。</p>	<p>DV被害者の支援のためには、民間支援団体等の協力が重要と考えており、発見、保護、自立に向けて継続的に支援する仕組みを検討してまいります。</p>	30
22	<p>一時避難場所を出た後、支援のある場所で暮らすための母子生活支援施設を全市町に設置することを望む。</p>	<p>一時保護解除後、施設や自宅等、本人が希望する場所で、自立に向けた継続的な支援を受けながら生活できる仕組みづくりに取り組んでまいります。</p>	31
23	<p>DV被害者が実家への避難を選択した場合、実父母の収入を理由に、児童扶養手当の支給制限を受ける場合が見受けられる。このような場合、実父母に対して家賃・光熱費等として一定の金銭を納めている被害者も多いにもかかわらず、実父母との間に生計の同一性があるものとして、児童扶養手当の支給制限がされる。DV被害者が避難している場合の児童扶養手当の支給制限の基準を見直していただきたい。</p>	<p>児童扶養手当の支給については、市町が児童扶養手当法の規定に基づいて行っており、今後とも適切に支給手続きを進められるよう指導してまいります。</p>	31
24	<p>公営住宅が改修工事に入っている場合、新規入居を制限している場合があるが、行政において代替措置が取られていない。適切な民間の借家などを提示できるようにすべきである。</p>	<p>公営住宅の建替え等を行う際、入居者の移転用住宅として他の公営住宅の入居募集を一時的に停止することがありますが、県営住宅においては、建替え等を行う住宅の存在する市町内における全ての県営住宅の募集を停止することのないよう、事業計画の策定にあたっては、十分留意しながら進めているところです。また、県と市町で移転用住宅を融通することとしており、できる限り地域における公営住宅の募集数を確保できるよう、努めてまいります。</p>	31
25	<p>市町公営住宅の保証人の緩和を関係課とともに検討していただきたい。また、「広島県あんしん賃貸支援事業」の住宅件数確保や保証人の緩和、他県で実施されているひとり親家庭の住宅費補助など自立に向けて支援を検討してほしい。</p>	<p>県営住宅や一部の市町営住宅では既に連帯保証人要件を撤廃しているところですが、要件の撤廃がなされていない市町に対しては、県の取組事例等の情報提供を行うなど、市町における検討を促してまいります。</p> <p>「広島県あんしん賃貸支援事業」における住宅の登録制度については、平成29年改正の「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」で定める登録制度に一元化し、登録促進を進めております。今後も国の家賃債務保証業者登録制度の周知や、各種支援制度を活用した助言や支援に取り組んでまいります。</p>	31

No.	意見の内容	県の考え方・対応方針	関連するページ
26	DV被害者支援においても、要保護児童対策地域協議会のような関係者会議を行い、中長期の支援を継続していくことが大事だと思う。	DV防止ネットワークの設置は、県内の9割以上の市町で進んでいます。さらに、市町の配偶者暴力相談支援センター（DV対応部門）を中心に、要保護児童対策地域協議会も活用しながら、関係機関等が協議を行っていく体制整備を推進してまいります。	31
27	離婚前支援や母子家庭等就業・自立支援センターの周知と必要な支援体制強化をお願いする。特に、政令指定都市・中核市はモデルとなるよう県と連携し取り組んでいただきたい。	広島県ひとり親家庭サポートセンター（ひとり親家庭等就業・自立支援センター）の認知度向上を図り、各市町との連携を図りながら、ひとり親家庭の支援に取り組んでまいります。	31
28	加害者プログラムを実施できる人材の育成が急務である。 加害者対応に向けた取組の成果指標について、現状値を早急に把握して目標値を定め、取組を進めてほしい。そのための人員の確保や予算配置が必要と思われる。	加害者への働きかけは、被害者支援の一環として重要であると考えています。 加害者プログラムにつきましては、令和2年度に国の調査研究事業に参加しており、この検証・検討結果も踏まえ、取り組んでまいります。	32
29	現在、加害者プログラムの受講を義務付ける法的枠組みがない。日本では、DV加害親がプログラムを受講するには、相当な自身の困り感がなければ受講に向かうことがない。こども家庭センターや警察などの関係機関からの指導が必要ではないかと思う。	プログラムを勧奨することで、加害者を刺激し、被害者への被害が拡大する恐れもあるため、こども家庭センターや警察等、関係機関の協力を得ながら、被害者の安全を確保しつつ、加害者をプログラムへつなぐことができる仕組みづくりを検討してまいります。	32
30	DV加害者が別居する子どもとの面会交流を実施する際には、加害者プログラム受講を必須とするなど安全対策を図る必要があると考えている。面会交流を監視付きで実施することを義務付けることも子どもの心身の安全と健康のために重要だと考える。	面会交流は、子供が健やかに育つために重要な意義を持つものであり、取り決めと適切な実施が行われるよう取り組んでまいります。	32